# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 9 | 福祉医療費特別給付金の支給に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 飯山市は、福祉医療費特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | なし |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 飯山市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和6年10月31日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 福祉医療費特別給付金の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 飯山市福祉医療費特別給付金条例（平成15年飯山市条例第3号）及び飯山市福祉医療費特別給付金支給規則（昭和48年飯山市規則第8号）に基づき、妊産婦、乳幼児等、障害者、母子家庭の母又は父子家庭の父、母子家庭の子又は父子家庭の子並びに父母のいない児童に対し、福祉医療費受給者証を交付して医療費の助成を行う。 |
| ③システムの名称 | 福祉医療費特別給付金システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 福祉医療費受給者ファイル、福祉医療費支給状況ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第2項<br>・飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　第3項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第11号<br>・番号法第19条第11号に基づき同条第9号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則<br>・飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 民生部保健福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 保健福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 飯山市総務部庶総務課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111(代表) |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 飯山市民生部保健福祉課　長野県飯山市大字飯山1110-1　電話0269-62-3111(代表) |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1万人以上10万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年10月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [ ○ ]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・特定個人情報を含む書類は、施錠可能な書棚等に保管している。<br>・不要文書を破棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか確認している。 |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成31年4月1日 | Ⅰ..2.特定個人情報ファイル名 | 福祉医療費認定ファイル、福祉医療費受給者証交付申請ファイル | 福祉医療費受給者ファイル、福祉医療費支給状況ファイル | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | Ⅰ.5.②所属長の役職名 | 保健福祉課　常田徳子 | 保健福祉課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ.1対象人数の時点 | 平成27年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | Ⅱ.2取扱者数の時点 | 平成27年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ.1対象人数の時点 | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | Ⅱ.2取扱者数の時点 | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ.1対象人数の時点 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | Ⅱ.2取扱者数の時点 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅱ.1対象人数の時点 | 令和3年4月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅱ.2取扱者数の時点 | 令和3年4月1日時点 | 令和6年10月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅰ4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ・番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 | ・番号法第19条第11号に基づき同条第9号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅰ1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 飯山市福祉医療費特別給付金条例（平成15年飯山市条例第3号）及び飯山市福祉医療費特別給付金支給規則（昭和48年飯山市規則第8号）に基づき、乳幼児等、障害者、母子家庭の母又は父子家庭の父、母子家庭の子又は父子家庭の子並びに父母のいない児童に対し、福祉医療費受給者証を交付して医療費の助成を行う。 | 飯山市福祉医療費特別給付金条例（平成15年飯山市条例第3号）及び飯山市福祉医療費特別給付金支給規則（昭和48年飯山市規則第8号）に基づき、妊産婦、乳幼児等、障害者、母子家庭の母又は父子家庭の父、母子家庭の子又は父子家庭の子並びに父母のいない児童に対し、福祉医療費受給者証を交付して医療費の助成を行う。 | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅰ　関連情報<br>9. 規則第9条第2項の適用 | 特定個人情報保護評価指針の様式変更に伴う修正 | ［　　］摘要した | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅳ　リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業 | 特定個人情報保護評価指針の様式変更に伴う修正 | ［ ○ ］人手を介在させる作業はない | 事後 | |
| 令和6年10月1日 | Ⅳ　リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | 特定個人情報保護評価指針の様式変更に伴う修正 | ・最も優先度が高いと考えられる対策 ：［ 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］<br>・当該対策は十分か【再掲】：十分である<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠可能な書棚等に保管している。<br>・不要文書を破棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか確認している | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |